第二条　この法律において「環境衛生関係営業」とは、次の各号に掲げる営業をいう。

一　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定により許可を受けて営む同法第二十条に規定する営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び氷雪販売業

二　理容業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の規定により届出をして理容所を開設することをいう。）

三　美容業（美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）の規定により届出をして美容所を開設することをいう。）

四　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）に規定する興行場営業のうち、映画、演劇又は演芸に係るもの

五　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）に規定する旅館業

六　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）に規定する浴場業

七　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）に規定するクリーニング業

2　この法律において「環境衛生関係営業者」とは、環境衛生関係営業を営む者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　資本の額又は出資の総額が一千万円（政令で定める業種に属する営業を主たる営業とする者については、政令で定める金額）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人（政令で定める業種に属する営業を主たる営業とする者については、政令で定める数）以下の会社及び個人

二　環境衛生同業組合若しくは環境衛生同業組合連合会又は特別の法律によつて設立された政令で定めるその他の組合若しくはその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前号に該当する者であるもの

三　次に掲げる者であつて、当該会社の合併若しくは設立又は当該会社に対する出資が環境衛生関係営業における経営規模の適正化等の促進のために特に必要であつたと認められるもののうち、厚生省令、大蔵省令で定める基準に該当するもの（第一号に掲げる者を除く。）

イ　第一号に該当する者（以下「中小営業者」という。）が、他の中小営業者と合併をし、又は他の中小営業者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額を出資して設立する会社（合併後存続する会社を含む。）であつて、その合併若しくは設立をした日から三年を経過しないもの

ロ　中小営業者から出資を受けた会社（当該出資を受ける際に中小営業者であつたものに限る。）であつて、その出資を受けた日から三年を経過しないもの

（法人格）

第三条　環境衛生金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　公庫は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　公庫の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3　公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第六条　公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条　公庫でない者は、環境衛生金融公庫という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、公庫に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第九条　公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第十条　理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその業務を行なう。

3　監事は、公庫の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十一条　理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2　理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十二条　役員の任期は、四年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十三条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条　公庫と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

（職員の任命）

第十六条　公庫の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十七条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（退職手当の支給の基準）

第十八条　公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　公庫は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める資金を貸し付ける業務を行なう。

一　環境衛生関係営業者　次に掲げる施設又は設備（車両を含む。以下同じ。）の設置又は整備（当該施設又は設備の設置又は整備に伴つて必要となる施設の設置又は整備を含む。）に要する資金

イ　当該営業について適当な衛生上の措置を講ずるために必要な施設又は設備

ロ　当該営業の近代化を図るために必要な施設又は設備（当該営業に附随する業務に係るものを含む。）

ハ　当該営業に係る施設を利用して営むことが適当と認められる事業であつて、当該営業の近代化に寄与するものを行なうために必要な施設又は設備

二　環境衛生関係営業者が営む当該営業に使用される者であつて、厚生省令、大蔵省令で定める基準に該当するもの　その者が新たに当該営業と同一の業種に属する営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金

三　環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会その他の者であつて、環境衛生関係営業者の共通の利益を増進するため、これらの営業者の当該営業の用に供する物品の製造、保管、購入等の事業又は当該営業に使用される者の福利厚生の事業を行なうもの　当該事業を行なうために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を行なうに要する資金

四　環境衛生関係営業に関する技術の改善向上のための研究を行なう者　当該研究を行なうために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金

五　理容師又は美容師を養成する事業（理容師法又は美容師法の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を行なう者　理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金

2　公庫は、前項に規定する業務のほか、第三十三条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行なうことができる。

（業務の委託等）

第二十条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2　前項の規定による主務大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十一条　公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付けに関する業務の方法

二　業務委託の基準

（事業計画及び資金計画）

第二十二条　公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章　会計

（予算及び決算）

第二十三条　公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

（国庫納付金）

第二十四条　公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3　第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

（借入金）

第二十五条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2　前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

（余裕金の運用等）

第二十六条　公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　資金運用部への預託

2　公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

（資金の交付等）

第二十七条　公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2　公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替とし、又は銀行に預け入れることができる。

（会計帳簿）

第二十八条　公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

（会計検査院の検査）

第二十九条　会計検査院は、必要があると認めるときは、受託金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章　監督

（監督）

第三十条　公庫は、主務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託金融機関に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任）

第三十一条　主務大臣は、公庫の役員が第十三条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二　刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務を執ることができないとき。

（報告及び検査）

第三十二条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託金融機関に対して報告を求め、又はその職員に公庫若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査

のために認められたものと解してはならない。

第六章　補則

（国民金融公庫からの環境衛生関係営業者等に対する貸付けに係る権利義務の承継）

第三十三条　国民金融公庫が第十九条第一項各号に掲げる者に対して行なつた貸付けに係る債権であつて、政令で定めるもの及びこれに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、公庫が承継するものとする。

2　前項の規定により、公庫が債権及びこれに附随する権利義務を承継したときは、政府の国民金融公庫への貸付金のうち、政令で定めるものは、その承継の日において国民金融公庫から政府に返済されたものとし、当該返済されたものとされた金額に相当する金額が、その承継の日において政府から公庫に対し貸し付けられたものとする。

（主務大臣）

第三十四条　この法律における主務大臣は、厚生大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第三十二条第一項に規定する主務大臣の権限は、厚生大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第七章　罰則

第三十五条　第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十六条第二項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第二十六条第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六　第三十条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十七条　第七条の規定に違反して環境衛生金融公庫という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（設立の手続）

2　主務大臣は、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4　主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対して資本金の払込みの請求をしなければならない。

6　設立委員は、資本金の払込みがあつた日（資本金が分割して払込まれる場合においては、第一回の払込みがあつた日）において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8　公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

9　公庫が成立したときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。

（経過規定）

10　この法律の施行の際現に環境衛生金融公庫という名称を用いている者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

11　第二十条第一項中「業務の一部」とあるのは、当分の間、「業務の全部又は一部」とする。

12　国民金融公庫、中小企業金融公庫又は商工組合中央金庫は、第二十条第一項の規定により環境衛生金融公庫から業務の委託を受けたときは、当分の間、政令で定めるところにより、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行なうことができる。

13　国民金融公庫、中小企業金融公庫又は商工組合中央金庫が第二十条第一項の規定により環境衛生金融公庫から業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務は、当分の間、国民金融公庫法（昭和二十四年法律第百三十八号）第百二十四条第二項（同法第百二十八条第一項又は商工組合中央金庫法（昭和二十八年法律第百三十五号）第百二十四条第二項（同法第百二十八条第一項又は中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十六号）第百二十四条第二項（同法第百二十八条第一項又は商工組合中央金庫法（昭和二十八年法律第百三十五号）第百二十四条第二項（同法第百二十八条第一項又は国民金融公庫法（昭和二十四年法律第百三十八

つた場合におけるその者の同法第七条第一項の規定による在職期間の計算及びその者が退職した場合におけるその者に対する同法第三条から第五条までの規定による退職手当の額については、同法第七条の二の規定を準用する。

（所得税法の一部改正）

17　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中簡易保険郵便年金福祉事業団の項の次に次のように加える。

環境衛生金融公庫	環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第百三十八号）

（法人税法の一部改正）

18　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中簡易保険郵便年金福祉事業団の項の次に次のように加える。

環境衛生金融公庫	環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第百三十八号）

（印紙税法の一部改正）

19　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中簡易保険郵便年金福祉事業団の項の次に次のように加える。

環境衛生金融公庫	環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第百三十八号）

（登録免許税法の一部改正）

20　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中簡易保険郵便年金福祉事業団の項の次に次のように加える。

環境衛生金融公庫	環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第百三十八号）

（地方税法の一部改正）

21　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「医療金融公庫」の下に「、環境衛生金融公庫」を加える。

（郵便振替法の一部改正）

22　郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「若しくは中小企業金融公庫」を「、中小企業金融公庫若しくは環境衛生金融公庫」に改める。

（国民金融公庫法の一部改正）

23　国民金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十一条中「七人以内」を「六人以内」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

24　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の六を第六号の七とし、第六号の五の次に次の一号を加える。

六の六　環境衛生金融公庫を監督すること。

（厚生省設置法の一部改正）

25　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三十一号の二を第三十一号の三とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二　環境衛生金融公庫を監督すること。

第九条の二中第二号の次に次の一号を加える。

二の二　環境衛生金融公庫を監督すること。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

26　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「医療金融公庫」の下に「、環境衛生金融公庫」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

27　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「若しくは医療金融公庫」を「、医療金融公庫若しくは環境衛生金融公庫」に改める。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

28　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「医療金融公庫」の下に「、環境衛生金融公庫」を加える。

（中小企業信用保険法の一部改正）

29　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は国民金融公庫」を「、国民金融公庫又は環境衛生金融公庫」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

30　公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び医療金融公庫」を「、医療金融公庫及び環境衛生金融公庫」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

31　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「中小企業信用保険公庫」の下に「、環境衛生金融公庫」を加える。

（内閣総理・大蔵・厚生・通商産業・郵政・自治大臣署名）

法律百三十九号（昭四二・八・一九）

◎精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律

精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「入所させ」を「入所させてその援護を行ない」に、「紹介する」を「その援護を委託する」に改め、同条第四項中「、若しくは紹介し」を削る。

第十八条を次のように改める。

（施設の種類）

第十八条　精神薄弱者援護施設の種類は、次のとおりとする。

一　精神薄弱者更生施設

二　精神薄弱者授産施設

2　精神薄弱者更生施設は、十八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行なうことを目的とする施設とする。

3　精神薄弱者授産施設は、十八歳以上の精神薄弱者

であつて、雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行なうとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設とする。

第二十条の見出しを「（措置の受託義務）」に改め、同条中「紹介」を「援護の委託」に改める。

第二十一条中、若しくは同号の規定による紹介を受けて」を削り、「同条第二項」を「同号若しくは同条第二項」に改める。

第二十二条第二号中「（第四号に掲げる費用を除く。）」を削り、同条第四号を削る。

第二十三条第三号中「（第五号に掲げる費用を除く。）」を削り、同条第五号を削る。

第二十六条第一項第二号中「第十六条第二項」を「第十六条第一項第二号及び同条第二項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第十六条第二項」を「第十六条第一項第二号及び同条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を削る。

第二十七条第一項中「精神薄弱者援護施設を設置する」を「第十六条第一項第二号又は同条第二項の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき」に、「当該施設に」を「当該行政措置により精神薄弱者援護施設に」に改め、「以下同じ。」を削り、同条第二項を削る。

附則第八項を附則第十項とし、附則第三項から附則第七項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の二項を加える。

（援護の措置の特例）

3　援護の実施機関は、児童福祉法第六十三条の五の規定による通知に係る児童について、第十六条第一項第二号又は同条第二項の措置をとることができる。

4　前項に規定する児童は、第十条第四項及び第十三条第二項の規定の適用については、十八歳以上の精神薄弱者とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

（児童福祉法の一部改正）

2　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の四の次に次の一条を加える。

第六十三条の五　児祉相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十八条に規定する精神薄弱者援護施設に入所させることが適当であると認めるときは、その旨を同法第九条に規定する援護の実施機関に通知することができる。

（社会福祉事業法の一部改正）

3　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「精神薄弱者援護施設」を「精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置）

4　この法律の施行の際現に社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて前項の規定による改正前の同法第二条第二項第四号に規定する事業を経営している者は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する事業に関し、同法第五十七条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けたものとみなす。

一　当該事業が精神薄弱者授産施設を経営する事業に相当する場合　精神薄弱者授産施設を経営する事業

二　その他の場合　精神薄弱者更生施設を経営する事業

（厚生・内閣総理大臣署名）

第五十六回国会制定法

会　期 {昭和四十二年七月二十七日から / 昭和四十三年 八月 十八日 まで}

参　議　院　法　制　局

凡例

一、本書は、第五十六回国会（臨時会）〔昭和四十二年七月二十七日から昭和四十二年八月十八日まで〕を通過成立した法律一件（閣法）―昭和四二年法律第一四〇号―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）のみを掲載し、件名索引（五十音順）及び部門別索引は、省略した。

目　次

法律第百四十号　健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律（昭和四十二年八月二十四日公布）……一

◎健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、健康保険及び船員保険の療養の給付に関する一部負担金及び保険料率についての特例を規定するものとする。

（健康保険の一部負担金の特例）

第二条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項の規定により保険医療機関又は保険薬局から給付を受ける者は、同法第四十三条ノ八第一項の規定にかかわらず、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する額を、一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

一　初診（命令で定める初診を除く。）を受ける際　二百円

二　薬剤の支給を受ける際　一剤一日分（厚生大臣の定める薬剤にあつては、一単位分とする。以下この号において同じ。）の額が十五円をこえる薬剤につき一剤一日分ごとに十五円

三　健康保険法第四十三条第一項第四号の給付を受ける際　保険医療機関ごとに一日につき六十円

2　前項第二号の薬剤の単位は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による調剤料の算定の基礎となる薬剤の単位とし、同号の薬剤の額の算定は、同項の規定による薬剤料の算定の例による。

3　第一項第二号の一部負担金は、健康保険法第四十三条第一項第四号の給付を受ける者が当該保険医療機関において診療に従事する保険医の処方に係る薬剤の支給を受けるときは、支払うことを要しない。

4　第一項に規定する者で、政令で定める日において健康保険法第三条の規定による標準報酬の等級が第十五級（同法第一条に規定する被扶養者がある場合にあつては、二万四千円にその被扶養者一人につき六千円を加算して得た額を報酬月額とした場合における標準報酬の等級。次項において同じ。）以下に該当するものが、政令で定めるところにより、保険者からその旨の証明書の交付を受け、これを保険医療機関又は保険薬局に提示して給付を受けるときは、第一項第二号の一部負担金は、支払うことを要しない。

5　保険者は、前項の政令で定める日において健康保険法第三条の規定による標準報酬の等級が第十五級以下に該当する者が第一項第二号の一部負担金を支払つた場合において、その支払が、緊急その他やむをえない理由により前項に規定する証明書の交付を受けることができず、又はこれを提示することができなかつたことによると認めるときは、その者に対し、当該支払つた一部負担金に相当する金額を支給することができる。

6　前項の規定による支給は、健康保険法の規定による保険給付とみなす。

7　第一項に規定する者が健康保険法第五十五条第一項の規定により給付を受ける者であるときは、第一項第二号の一部負担金は、支払うことを要せず、また、同項第三号の一部負担金の額は、一日につき三十円とする。

8　健康保険法第四十三条ノ八第二項の規定は、第一項第三号の一部負担金の支払について、同条第三項及び第四項の規定は、被保険者が保険医療機関又は保険薬局に対し一日に支払うべき第一項の規定による一部負担金の額について準用する。この場合において

いて、同条第三項中「当該保険医療機関」とあるのは「当該保険医療機関又ハ保険薬局」と、「次条第二項又ハ第三項」とあるのは「健康保険法第四十三条ノ九第二項又ハ第三項」と読み替えるものとする。

第三条　他の法令の規定で健康保険法第四十三条ノ八の規定を引用し、又は同条の規定の例によることとしているものは、前条の規定を引用し、又は同条の規定の例によることとしているものとみなす。この場合において、当該他の法令の規定中前条第四項に係る部分の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2　健康保険法第四十三条ノ十六第二項及び第三項中「病院又ハ診療所」とあるのは、「病院若ハ診療所又ハ薬局」とする。

（健康保険の保険料率の特例）

第四条　政府の管掌する健康保険の保険料率は、健康保険法第七十一条ノ四第二項の規定にかかわらず、千分の七十とする。

（船員保険の一部負担金の特例）

第五条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条第三項の規定により保険医療機関又は保険薬局から給付を受ける者は、同法第二十八条ノ三第一項の規定にかかわらず、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する額を、一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

一　初診（命令で定める初診を除く。）を受ける際　二百円

二　薬剤の支給を受ける際　一剤一日分（厚生大臣の定める薬剤にあつては、一単位分とする。以下この号において同じ。）の額が十五円をこえる薬剤につき一剤一日分ごとに十五円

2　前項第二号の薬剤の単位は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による調剤料の算定の基礎となる薬剤の単位とし、同号の薬剤の額の算定は、同項の規定による薬剤料の算定の例による。

3　第一項第二号の一部負担金は、保険医療機関に収容されている者が当該保険医療機関において診療に従事する保険医の処方に係る薬剤の支給を受けるときは、支払うことを要しない。被保険者であつた者が、その資格喪失前に発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病につき給付を受けるときも、同様とする。

4　第一項に規定する者で、政令で定める日において船員保険法第四条の規定による標準報酬の等級が第九級（同法第一条に規定する被扶養者がある場合にあつては、二万四千円にその被扶養者一人につき六千円を加算して得た額を報酬月額とした場合におけるその標準報酬の等級。次項において同じ。）以下に該当するものが、政令で定めるところにより、都道府県知事からその旨の証明書の交付を受け、これを保険医療機関又は保険薬局に提示して給付を受けるときは、第一項第二号の一部負担金は、支払うことを要しない。

5　都道府県知事は、前項の政令で定める日において船員保険法第四条の規定による標準報酬の等級が第九級以下に該当する者が第一項第二号の一部負担金を支払つた場合において、その支払が、緊急その他やむをえない理由により前項に規定する証明書の交付を受けることができず、又はこれを提示することができなかつたことによると認めるときは、その者に対し、当該支払つた一部負担金に相当する金額を支給することができる。

6　前項の規定による支給は、船員保険法の規定による保険給付とみなす。

7　被保険者が保険医療機関又は保険薬局に対し一日

に支払うべき一部負担金の額は、第一項の規定にかかわらず、その者が当該保険医療機関又は保険薬局からその日に受けたすべての給付について、船員保険法第二十八条ノ四第二項又は第三項の規定により算定した額をこえることができない。

8　前項の場合には、船員保険法第二十八条ノ三第三項の規定を準用する。

第六条　他の法令の規定で船員保険法第二十八条ノ三の規定を引用し、又は同条の規定の例によることとしているものは、前条の規定を引用し、又は同条の規定の例によることとしているものとみなす。この場合において、当該他の法令の規定中前条第四項に係る部分の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2　船員保険法第二十八条ノ六第二項及び第二十八条ノ七中「病院又ハ診療所」とあるのは、「病院若ハ診療所又ハ薬局」とする。

（船員保険の保険料率の特例）

第七条　船員保険法第五十九条第五項第一号中「千分ノ二百二」とあるのは「千分ノ二百五」と、同項第二号中「千分ノ百九十一」とあるのは「千分の百九十四」とする。

2　船員保険法第六十条第一項第一号中「二百二分ノ六十六」とあるのは「二百五分ノ六十八」と、「二百二分ノ百三十六」とあるのは「二百五分ノ百三十七」と、同項第二号中「百九十一分ノ六十・五」とあるのは「百九十四分ノ百三十一・五」と、「百九十一分ノ百三十・五」とあるのは「百九十四分ノ百三十一・五」とする。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条、第三条、第五条及び第六条（これらの規定中それぞれ次号に規定する部分を除く。）並びに附則第三条の規定　昭和四十二年九月一日

二　第二条第一項第二号、第三項から第六項まで及び第七項中同条第二項第二号に係る部分、第三条第一項前段（第二条第一項第二号、第二項から第六項まで及び第七項中同条第一項第二号に係る部分に係るものに限る。）、後段及び第二項、第五条第一項第二号及び第二項から第六項まで並びに第六条第一項前段（第五条第一項第二号及び第二項から第六項までに係る部分に限る。）、後段及び第二項並びに附則第二条及び附則第四条の規定　昭和四十二年十月一日

2　第四条及び第七条の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

（関連法律における措置）

第二条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十五条第二項及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十七条第二項中「医療機関」とあるのは、「医療機関又は薬局」とする。

（経過規定）

第三条　昭和四十二年九月一日前に行なわれた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

第四条　昭和四十二年十月一日前に行なわれた薬剤の支給に係る療養費の額については、なお従前の例による。

第五条　昭和四十二年七月以前の月に係る健康保険及び船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

第六条　附則第二条第一項ただし書の規定にかかわら

ず、昭和四十二年十月一日前においても、第二条第四項又は第五条第四項（他の法令においてこれらの規定を引用し、又はこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する証明書の交付の請求及びその交付をすることができる。

（この法律の失効）

第七条　この法律は、昭和四十四年八月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

（大蔵大臣臨時代理・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

（大蔵省印刷局製造）